

## <新規サークルたち上げ・登録手順>

3人以上  
仲間がそろったら…

申し込み

- 申し込み用紙の提出  
⇒サークル登録申請  
⇒年間活動計画の提出  
⇒物品購入希望リストの提出

審査

- 運営委員会による審査  
⇒申請内容の審査（総務部会）  
⇒施設利用の審査（施設利用調整会議）  
⇒物品購入希望品の審査（総務部会）

承認

- サークルの登録
- 施設利用の指導（管理指導員の登録）
- 鍵の貸与（校門、クラブハウス）
- 運営委員会への出席
- 施設利用調整会議への出席
- 新規クラブ員の募集（イベント運営）

**「スポーツクラブ 21 有岡」**  
**クラブ内団体(サークル)規則**  
(平成16年5月作成)

**(第1条 目的)**

「スポーツクラブ21有岡」(以下「本クラブ」という)は、クラブ員が求める多様なスポーツ活動を支援するために、クラブ内団体(以下「サークル」という)を創設する。サークル活動をより安全に、より円滑に行なうための規則を以下に定める。

**(第2条 総則)**

サークルにおける活動は、本クラブの活動の一環であり、本クラブの規約が定める規則に準拠する。

2) 本クラブに登録するサークルは、営利を目的として活動してはならない。

**(第3条 登録)**

本クラブにサークルを登録するには、登録申請書に必要事項を記入の上、本クラブ会長に提出する。

2) 本クラブは登録申請書受領後、運営委員会で審査の上、本クラブ会長が承認する。

3) 本クラブに登録するサークル加入者は、本クラブのクラブ会員として登録しなければならない。

**(第4条 名称)**

本クラブに登録するサークルの名称の一部に「有岡」の冠をつける。

**(第5条 役員)**

本クラブに登録するサークルは自主運営を原則とし、責任者、会計の2名を役員に任命し、本クラブに報告する。

2) 本クラブに登録するサークルの責任者及び会計役員は、20歳以上の成人に限られる。

3) 責任者は住所、連絡先を本クラブに報告する。

**(第6条 運営委員)**

本クラブに登録するサークルは、本クラブの運営委員を1名以上選出し、本クラブの運営に参加しなければならない。

2) サークルから選出される運営委員は、20歳以上の成人に限られる。

3) 運営委員は住所、連絡先を本クラブに報告する。

4) 本クラブに登録するサークルは、施設の開放に伴う利用者の危険防止及び施設設備の管理を指導する目的で管理指導員を選出し、本クラブに登録する。管理指導員は、原則として、各サークルの運営委員が兼務する。

**(第7条 人数)**

本クラブにサークルを登録するには、最低3名以上がそのサークルに加入していなければならない。

**(第8条 活動種目)**

本クラブに登録するサークルは、主たる活動種目を本クラブに報告し、原則として、複数の種目

を活動の主たる目的としてはならない。

#### **(第9条 活動目的)**

本クラブに登録するサークルは、活動目的を明確にし、目的に沿った活動を目指すものとする。

2) 活動目的の変更には、本クラブ会長が召集する運営委員会において承認を必要とする。

#### **(第10条 会費)**

本クラブに登録するサークルは、活動に必要な費用をサークル員から徴収することができる。

#### **(第11条 決算)**

本クラブに登録するサークルの会計年度は、本クラブが定める期間と同じとする。

2) 収支決算は、サークル内で承認・議決を得た上で本クラブに報告しなければならない。

#### **(第12条 保険)**

本クラブに登録するサークルは、本クラブの指定する保険に加入手続きをおこなう。

#### **(第13条 活動頻度)**

本クラブに登録するサークルは、最低月1回以上、サークルとしての活動を行わなければならない。

#### **(第14条 年間活動計画)**

本クラブに登録するサークルは、年間活動計画を本クラブに提出する。

#### **(第15条 指導者)**

本クラブに登録するサークルは、安全に活動し、それを継続するために、種目にあつた適切な指導者、または、コーチが1名以上いることが望ましい。

2) 前項で定める指導者またはコーチを育成する目的で、種目にあつた適切な指導者資格の取得、または、それに準じた講習会を受講することが望ましい。

#### **(第16条 登録更新)**

本クラブに登録するサークルは、毎年4月末日までに本クラブに登録更新手続きを行なう。

#### **(第17条 名簿)**

本クラブに登録するサークルは、初回登録時、および、毎年登録更新時に指導者を含む、全サークル員の名簿を毎年4月末日までに本クラブに提出する。

2) 提出する名簿には、そのサークルの活動に実質的に参加する者のみ登録すること。

#### **(第18条 施設利用)**

施設の利用は別に手引きを定める。

#### **(第19条 イベント)**

本クラブに登録するサークルは、本クラブが毎月開催するイベントの企画運営を年1回行なわなければならない。

2) イベントは主催するサークルの活動目的に沿った種目とする。

3) イベント開催中は運営するサークルのみが、本クラブ会員を勧誘することができる。

4) 本クラブは、登録するサークルが行なうイベント運営を支援する。

#### **(第20条 援助)**

本サークルは、別に定める内規に則り、登録するサークルの活動に必要な用具購入などの援助をする。